

諮問第2030号
平成21年7月28日

情報通信審議会
会長 大歳 卓麻 殿

総務大臣
佐藤 勉



諮 問 書

下記について、別紙により諮問する。

記

局所吸収指針の在り方

諮問第2030号

局所吸収指針の在り方

1 諮問理由

携帯電話端末等の無線設備から発射される電波の人体側頭部における比吸収率※については、安心して電波を利用できる環境を整備するため、現在、3GHzまでの周波数について許容値(局所吸収指針)を定め、規制を導入しているところ、今後、3GHz以上の周波数について、無線LANでの利用の進展や第4世代携帯電話等での利用が想定されるため、この周波数についての局所吸収指針の策定が必要となっている。

このため、3GHz以上の周波数についての局所吸収指針の在り方について、情報通信審議会へ諮問を行うものである。

※比吸収率(SAR : Specific Absorption Rate)とは、生体が電磁界にさらされることによって単位質量の組織に単位時間に吸収されるエネルギー量をいう。

2 答申を希望する事項

3GHz以上の周波数についての局所吸収指針の在り方

3 答申を希望する時期

平成22年3月頃

4 答申が得られたときの行政上の措置

関係省令等の改正に資する。

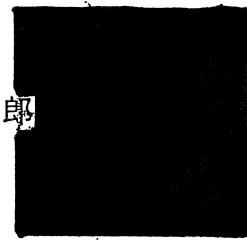


< 参考 >

郵電環第3003号
平成12年5月22日

電気通信技術審議会
会長 西澤潤一 殿

郵政大臣
前島英三郎



諮問書

下記について諮問する。

記

諮問第118号 携帯電話端末等に対する比吸収率の測定方法



諮問第 118 号

携帯電話端末等に対する比吸収率の測定方法

1 諮問理由

近年の携帯電話等の急速な普及に伴い、携帯電話端末等から発射される電波の健康への影響に対する不安が提起されているため、我が国においては、平成9年4月電気通信技術審議会答申「電波利用における人体防護の在り方」において、携帯電話端末等、身体に近接して使用される無線機器に適用する電波防護指針（局所吸収指針：比吸収率(SAR)で規定）が策定され、無線機器の製造等におけるガイドラインとして活用されているところである。

携帯電話端末等に対する比吸収率の測定方法については、これまで複数の方法が開発・提案されてきた。また、現在欧米の標準化機関では、局所吸収指針の制度化に使用することを目的とし比吸収率を統一的に評価するための測定方法について標準化が進められており、近々に完了する見込みである。

我が国においても、携帯電話が急速に普及しつつあるため、比吸収率を統一的な方法で測定し評価するための測定方法の確立が求められている。

このため、諸外国における標準化動向も踏まえ、現在提案されている手法から推奨されるべき手法を検討し、その測定方法を標準化する必要がある。

以上の背景から、携帯電話端末等に対する比吸収率の測定方法について審議を求めるものである。

2 答申を希望する事項

携帯電話端末等に対する比吸収率の測定方法

3 答申を希望する時期

平成12年11月頃

4 答申が得られたときの行政上の措置

携帯電話端末に対する電波防護指針の遵守の確保に係る基準の作成に資する。

情報通信技術分科会における委員会の設置（平成十三年一月十七日情報通信審議会情報通信技術分科会決定第三号）の
一部改正 新旧対照条文

○情報通信審議会情報通信技術分科会決定第三号（平成十三年一月十七日）

（傍線の部分は改正部分）

新	旧
本審議会の所掌事務のうち本分科会がつかさどる調査審議を促進するため、情報通信審議会議事規則第十条第四項の規定により、本分科会の審議すべき事項を分割して調査するため、次の委員会を設置する。 一 名称及び所掌 1 5（略） 6 局所吸収指針委員会 局所吸収指針及び携帯電話端末等に対する比吸収率の測定方法に関する事項	本審議会の所掌事務のうち本分科会がつかさどる調査審議を促進するため、情報通信審議会議事規則第十条第四項の規定により、本分科会の審議すべき事項を分割して調査するため、次の委員会を設置する。 一 名称及び所掌 1 5（略） 6 局所吸収指針測定委員会 携帯電話端末等に対する比吸収率の測定方法に関する事項

情報通信技術分科会における委員会の設置

平成十三年一月十七日

情報通信審議会情報通信技術分科会決定第三号

(平成十三年三月二十八日一部改正)

(平成十三年五月二十八日一部改正)

(平成十三年六月二十五日一部改正)

(平成十三年九月二十五日一部改正)

(平成十三年十月二十二日一部改正)

(平成十四年一月二十八日一部改正)

(平成十四年三月二十二日一部改正)

(平成十四年五月七日一部改正)

(平成十四年六月二十四日一部改正)

(平成十四年八月七日一部改正)

(平成十四年九月三十日一部改正)

(平成十五年一月二十七日一部改正)

(平成十五年三月十九日一部改正)

(平成十五年四月二十一日一部改正)

(平成十五年六月二十五日一部改正)

(平成十五年九月三十日一部改正)

(平成十五年十月二十九日一部改正)

(平成十五年十一月二十七日一部改正)

(平成十六年六月三十日一部改正)

(平成十六年七月二十九日一部改正)

(平成十六年十一月二十九日一部改正)

(平成十七年三月三十日一部改正)

(平成十七年十月十二日一部改正)

(平成十七年十月三十一日一部改正)
(平成十八年一月二十三日一部改正)
(平成十八年二月二十七日一部改正)
(平成十八年三月二十七日一部改正)
(平成十八年七月二十日一部改正)
(平成十八年九月二十八日一部改正)
(平成十九年八月二日一部改正)
(平成二十年七月二十九日一部改正)
(平成二十一年十二月十一日一部改正)
(平成二十一年四月二十八日一部改正)
(平成二十一年七月二十八日一部改正)

本審議会の所掌事務のうち本分科会がつかさどる調査審議を促進するため、情報通信審議会議事規則第十条第四項の規定により、本分科会の審議すべき事項を分割して調査するため、次の委員会を設置する。

一 名称及び所掌

- 1 C I S P R 委員会
- 2 国際無線障害特別委員会の諸規格に関する事項
- 3 航空無線通信委員会
- 4 海上無線通信委員会
- 5 海上無線通信設備の技術的条件に関する事項
- 6 携帯電話等周波数有効利用方策委員会

- 5 携帯電話等の周波数有効利用方策に関する事項
- 5 衛星通信システム委員会
- 6 衛星通信システムの技術的条件に関する事項
- 6 局所吸収指針委員会
- 6 局所吸収指針及び携帯電話端末等に対する比吸収率の測定方法に関する事項
- 7 UWB無線システム委員会
- 7 超広帯域無線システムの技術的条件に関する事項
- 8 小電力無線システム委員会
- 8 小電力の無線システムの高度化に必要な技術的条件に関する事項
- 9 IPネットワーク設備委員会
- 9 ネットワークのIP化に対応した電気通信設備に係る技術的条件に関する事項
- 10 広帯域移動無線アクセスシステム委員会
- 10 広帯域移動無線アクセスシステムの技術的条件に関する事項
- 11 放送システム委員会
- 11 放送システムの技術的条件に関する事項（ケーブルテレビシステム委員会が所掌する事項を除く。）
- 12 ケーブルテレビシステム委員会
- 12 ケーブルテレビシステムの技術的条件に関する事項
- 13 公共無線システム委員会
- 13 公共ブローバンド移動通信システムの技術的条件に関する事項
- 14 産学官連携強化委員会

ICT分野における産学官連携による研究開発の推進に関する事項

15 ITS無線システム委員会

ITS無線システムの技術的条件に関する事項

二 組織等

1 分科会長の指名する委員及び専門委員

2 委員会に主査を置き、委員会に所属する委員及び専門委員のうちから分科会長が指名する。

3 委員会の議事の手続、その他その運営に必要な事項は、主査が定める。

情報通信審議会 情報通信技術分科会 局所吸収指針委員会 構成員

(敬称略、専門委員は五十音順)

氏 名	主 要 現 職
主 査	安藤 真 東京工業大学大学院 理工学研究科 教授
専門委員	(社)全国消費生活相談員協会 専務理事
〃	上野 照剛 九州大学大学院工学研究院 特任教授
〃	小倉 紳治 モトローラ(株) 代表取締役社長
〃	熊田 亜紀子 東京大学大学院 工学系研究科 准教授
〃	城内 博 日本大学大学院 理工学研究科医療・福祉工学専攻 教授
〃	白井 智之 名古屋市立大学大学院 医学研究科実験病態病理学 教授
〃	多氣 昌生 首都大学東京大学院 理工学研究科 教授
〃	武林 亨 慶応義塾大学 医学部衛生学公衆衛生学教室 教授
〃	田中 謙治 (財)テレコムエンジニアリングセンター 常務理事
〃	野島 俊雄 北海道大学大学院 情報科学研究科 教授
〃	(株)日立製作所 中央研究所ソリューションLSIセンタ 主管研究員
〃	(独)情報通信研究機構 電磁波計測研究センター 研究マネージャー
〃	本多 美雄 欧州ビジネス協会 電気通信機器委員会 委員長
〃	(独)情報通信研究機構 電磁波計測研究センター 研究マネージャー

(計15名)